



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*11 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

○ 告示

- *975 平成17年度和歌山県告示第905号(国民保護法による指定地方公共機関の指定)の一部改正 (危機管理・消防課) 2
- 976 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 2
- 977 " (") 3
- 978 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 3
- 979 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 4
- 980 生活保護法による指定介護機関の廃止 (") 4
- 981 生活保護法による医療機関の指定 (") 4
- 982 生活保護法による介護機関の指定 (") 5
- 983 生活保護法による施術機関の指定 (") 5
- 984 生活保護法による指定医療機関の変更 (") 6
- 985 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定の失効 (薬務課) 6
- 986 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 6
- 987 " (") 7
- 988 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課) 7
- 989 公共測量の実施 (技術調査課) 7
- 990 道路の区域変更 (道路保全課) 8
- 991 道路の供用開始 (") 8
- 992 " (") 8
- 993 道路の区域変更 (") 9
- 994 自動車専用道路の指定 (") 9
- 995 道路の供用開始 (") 10
- 996 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 10
- 997 一般競争入札による落札者の決定 (警察本部) 10

○ 選挙管理委員会告示

*86 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正 11

○ 監査公表

監査公表第18号 11

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第11号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年8月28日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
別表第2中

近畿自動車道(松原那智勝浦線)	御坊市野口から西牟婁郡白浜町十九淵字田ノ口1075番1まで
-----------------	-------------------------------

を

近畿自動車道(松原那智勝浦線)	御坊市野口から西牟婁郡すさみ町江住字丸嶋1201番1まで
-----------------	------------------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成27年8月30日から施行する。

告 示

和歌山県告示第975号

平成17年和歌山県告示第905号(国民保護法による指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「社団法人和歌山県エルピーガス協会」を「一般社団法人和歌山県LPガス協会」に改め、「田辺運送株式会社」を削り、「有限会社大十ロジスティクス」を「株式会社大十ロジスティクス」に、「丸十運送株式会社」を「株式会社オプラス」に、「社団法人和歌山県トラック協会」を「公益社団法人和歌山県トラック協会」に、「社団法人和歌山県医師会」を「一般社団法人和歌山県医師会」に、「社団法人和歌山県病院協会」を「公益社団法人和歌山県病院協会」に改める。

和歌山県告示第976号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年10月13日まで縦覧に供する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成27年8月11日

2 名称

特定非営利活動法人キャリア・ファシリテーター協会

3 代表者の氏名

中谷恭子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市内原1678番地の9

5 定款に記載された目的

この法人は、若年者から高齢者を含む職業社会での問題を抱える人々に対して、メンタルヘルス対策、キャリア形成支援、能力開発支援、チャレンジ支援、インターンシップ支援、仕事と家庭の両立支援、

起業支援等に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと職業社会が抱える問題解決や雇用の促進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第977号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年10月19日まで縦覧に供する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年8月18日

2 名称

特定非営利活動法人Koyasan Cross-cultural Communication Network

3 代表者の氏名

松山典子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県伊都郡九度山町大字九度山1143番地

5 従たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市粉河2063番地

6 定款に記載された目的

この法人は、外国人の旅行者などを対象に高野山を中心とした和歌山県内観光地の案内に関する事業を行い、国際交流を推進するとともに高野山の歴史文化を世界に情報発信することで文化の保護育成や地域づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第978号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成27年8月18日指定した。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	実話BUNKAタブー 9月号	05375-09	コアマガジン
雑誌	封印発禁Gfile Vol.7	68514-89	大洋図書
雑誌	封印映像	63804-98	コスミック出版
雑誌	FRIDAYダイナマイト	22218-08/25	講談社
月刊誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.89	02092-9	ぶんか社
雑誌	アサ芸シークレット Vol.35	20018-9/5	徳間書店
コミック	恋愛天国パラダイス 9月号	09675-9	竹書房
コミック	恋愛白書パステル 9月号	19625-09	宙出版
コミック	ayaアヤ 9月号	18815-09	宙出版

コミック	月刊マガジンビーボーイ 9月号	18355-09	リブレ出版
コミック	drap ドラ 9月号	16695-09	コアマガジン
雑誌	黄金のGTお宝ビーナス	68262-77	マックス
月刊誌	エキサイティングマックス! 9月号	02091-9	ぶんか社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第979号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市病新 1-26	桜ヶ丘病院	有田市宮崎町841-1	平成 27. 6. 27

和歌山県告示第980号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
株式会社サザンクロス	有田市野699	ケアプランセンター ハーモニー	海南市日方1512-3	居宅介護支援	平成 27. 2. 1
社会福祉法人古座川町社会福祉協議会	東牟婁郡古座川町川口254-1	社会福祉法人古座川町社会福祉協議会	東牟婁郡古座川町池野山22-1	訪問介護・介護予防訪問介護・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成 27. 4. 1
株式会社楽園	海南市大野中701-1	ライフ・パル	橋本市胡麻生467	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27. 4. 30
医療法人平成会	日高郡美浜町田井31-3	ひまわり介護なんでも相談室	日高郡美浜町田井31-3	居宅介護支援	平成 27. 9. 1

和歌山県告示第981号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規

定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市病新 3-27	桜ヶ丘病院	有田市箕島904	平成 27. 6. 28
新薬新 16-27	オリーブ薬局	新宮市橋本1-7-2	平成 27. 7. 1
田医新 71-27	たなベククリニック	田辺市上の山一丁目14番38号	平成 27. 8. 1
東歯新 18-27	ちあき歯科	東牟婁郡那智勝浦町天満1595-15	平成 27. 8. 3

和歌山県告示第982号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
社会福祉法人古座川町社会福祉協議会	東牟婁郡古座川町川口254-1	社会福祉法人古座川町社会福祉協議会	東牟婁郡古座川町川口254-1	訪問介護・介護予防訪問介護・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成 27. 4. 1
株式会社楽園	海南市大野中701-1	ライフ・パル	橋本市隅田町下兵庫768-5	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27. 4. 30
株式会社和通	和歌山市黒田279番地の4	ケアランド紀の川	紀の川市豊田43-5	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27. 6. 1

和歌山県告示第983号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
日柔新 2-27	坂本充生	さかもと接骨院（柔道整復） 日高郡日高川町和佐2220-2	平成 27. 7. 8

和歌山県告示第984号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	変更事項(名称)		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
伊葉新 13-26	株式会社こうや総合調剤薬局	株式会社こうや	伊都郡高野町大字高野山636	平成 27.5.25

和歌山県告示第985号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第18条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので告示する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 失効する知事指定薬物

- (1) 化学名 1-(8-ブロモベンゾ(1,2-b:4,5-b')ジフラン-4-イル)プロパン-2-アミン(通称名Bromo-
-DragonFLY)及びその塩類
- (2) 化学名 1-ペンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称
名CUMYL-PINACA)及びその塩類
- (3) 化学名 1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボ
キサミド(通称名CUMYL-5F-PINACA)及びその塩類
- (4) 化学名 1-ペンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド(通称名
CUMYL-PICA)及びその塩類
- (5) 化学名 1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキ
キサミド(通称名CUMYL-5F-PICA)及びその塩類

2 失効理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年
法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されるに至ったため

3 失効年月日

平成27年8月29日

和歌山県告示第986号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管
理機構から平成27年8月17日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨
を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振
興部農業振興課に備え置いて、平成27年9月10日まで縦覧に供する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
--------------	---------------------

平成27年度第27号

西牟婁郡白浜町富田字下仲田925-1

和歌山県告示第987号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年8月14日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年9月10日まで縦覧に供する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第30号-1	日高郡みなべ町東吉田字田辺ケ坪327-3
平成27年度第30号-2	日高郡みなべ町芝字猪野157外1筆
平成27年度第30号-3	日高郡みなべ町東吉田字梅田165-2
平成27年度第30号-4	日高郡みなべ町東吉田字小矢谷497-1
平成27年度第30号-5	日高郡みなべ町芝字矢谷853-3
平成27年度第30号-6	日高郡みなべ町山内字千里谷口1611-25外1筆
平成27年度第30号-7	日高郡みなべ町高野字下高野91

和歌山県告示第988号

平成27年農林水産省告示第1832号（以下「告示第1832号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

和歌山県日高郡日高川町大字三佐156

早川行雄

和歌山県日高郡日高川町大字三佐396

小早川明夫

和歌山県日高郡日高川町大字三佐347

萩原タケノ

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1832号のとおり

和歌山県告示第989号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀の川市長か

ら公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（総合計画）
- 2 作業期間 平成27年8月24日から平成28年3月25日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市全域

和歌山県告示第990号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有功天王線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
和歌山市六十谷字川原畑354番5地先から同市六十谷字西加納田248番1地先まで	旧	4.80 } 11.50	148.00	県道粉河加太線重用区間 L=50.00
同上	旧	4.80 } 11.50	130.00	県道粉河加太線重用区間 L=30.00
同上	新	4.80 } 11.50	130.00	県道粉河加太線重用区間 L=30.00

和歌山県告示第991号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 有功天王線

供用開始の区間 和歌山市六十谷字川原畑354番5地先から同市六十谷字西加納田248番1地先まで

供用開始の期日 平成27年8月31日 午後2時

和歌山県告示第992号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺白浜線

供用開始の区間 田辺市湊字地下1048番1地先から同市湊字塔ノ内760番6地先まで

供用開始の期日 平成27年8月28日

和歌山県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字上ミ地2685番1地先から同町周参見字大谷口2996番地先まで	新	9.00 } 12.25	760.00	

和歌山県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、自動車専用道路を次のように指定するので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 すさみ古座線

3 指定する道路の部分

区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字火尻神2869番4地先から同町周参見字菅原2954番2地先まで	6.00 } 16.00	110.00	
西牟婁郡すさみ町周参見字四十分2860番1地先から同町周参見字立野中山5272番2地先まで	8.50 } 46.00	206.50	
西牟婁郡すさみ町周参見字菅原2953番1地先から同町周参見字大谷口2977番6地先まで	9.00 } 17.50	192.25	

西牟婁郡すさみ町周参見字四十分2865番3地先から同町周参見字立野中山5265番1地先まで	7.50) 42.00	179.00	
-----------------------------------------------	--------------------	--------	--

4 指定する期日 平成27年8月28日

和歌山県告示第995号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 すさみ古座線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町周参見字上ミ地2685番1地先から同町周参見字大谷2996番地先まで

供用開始の期日 平成27年8月30日 午後3時

和歌山県告示第996号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大川地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	みなべ町	清川	岡崎	2543番	
2号	〃	〃	〃	〃	2547番1	
3号	〃	〃	〃	〃	2547番1	
4号	〃	〃	〃	〃	2547番1	
5号	〃	〃	〃	〃	2536番	
6号	〃	〃	〃	〃	2531番1	
7号	〃	〃	〃	〃	2538番1	
8号	〃	〃	〃	〃	2539番3	
9号	〃	〃	〃	〃	2542番1	

和歌山県告示第997号

紀州NETシステムにおけるグループウェア移行委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第72号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
紀州NETシステムにおけるグループウェア移行委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成27年7月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
紀州NETシステムにおけるグループウェア移行委託及び賃貸借業務・NECAP/NECコンソーシアム
(代表者) NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目15番3号
(構成員) 日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額
142,416,360円（うち消費税及び地方消費税の額10,549,360円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年5月15日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第86号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年8月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

表中

和歌山市雄松町四丁目18番2号	和歌山市芦原地区会館	を
和歌山市雄松町四丁目18番2号 和歌山市小人町29番地 和歌山市小人町29番地	和歌山市芦原地区会館 和歌山市男女共生推進センター 和歌山市福祉交流館	に

改める。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成27年7月28日及び同月29日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年8月28日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足立 聖子
 和歌山県監査委員 立谷 誠一
 和歌山県監査委員 泉 正徳

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
海草振興局	平成27年7月28日
和歌山県消防学校	平成27年7月29日
和歌山県立文書館	〃
和歌山県環境衛生研究センター	〃
和歌山県消費生活センター	〃
和歌山県男女共同参画センター	〃
和歌山県動物愛護センター	〃
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	〃
和歌山県立図書館	〃
和歌山県立近代美術館	〃
和歌山県立博物館	〃
和歌山県立紀伊風土記の丘	〃
和歌山県立自然博物館	〃
和歌山県立向陽高等学校・中学校	〃
和歌山県立桐蔭高等学校・中学校	〃
和歌山県立星林高等学校	〃
和歌山県立和歌山北高等学校	〃
和歌山県立和歌山東高等学校	〃
和歌山県立和歌山高等学校	〃
和歌山県立和歌山工業高等学校	〃
和歌山県立和歌山商業高等学校	〃
和歌山県立海南高等学校	〃
和歌山県立きのくに青雲高等学校	〃
和歌山県立和歌山盲学校	〃
和歌山県立和歌山ろう学校	〃
和歌山県立紀北支援学校	〃
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	〃
和歌山県立和歌山さくら支援学校	〃
和歌山県和歌山東警察署	〃
和歌山県和歌山西警察署	〃
和歌山県和歌山北警察署	〃
和歌山県海南警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 海草振興局地域振興部

公用車の修繕において、検査又は履行確認の記載が行われていなかったため、適正に処理されたい。

イ 海草振興局健康福祉部

(ア) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約262万円となっており、前年度末に比し約26万円減少している。

今後も、収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていないため、適正に処理されたい。

(ウ) 平成26年4月分の生活保護費について、不適切な時期に交付の決定をしていたため、適正に処理されたい。

- (エ) 和歌山保健医療圏地域・職域連携推進協議会事業のポスター・チラシの作成において、物品の集中調達によらず簡易公開入札により調達していたので、適正に処理されたい。
- (オ) 物品調達台帳において、決裁がされていなかったなので、適正に処理されたい。
- (カ) 障害者福祉地域啓発事業の委託契約に係る支出負担行為の決裁において、出納機関の合議を行っていなかったなので、適正に処理されたい。

ウ 海草振興局建設部

- (ア) 海南工事事務所において、平成24年4月に決裁を受けずに物件移転補償契約書に公印を押印し相手方に交付するという不適正な処理が発生していた。

今後このようなことがないように、厳正な事務の執行とともに、適正な公印の管理及び押印審査に努められたい。

- (イ) 土木使用料等の収入未済額は、平成26年度末で約50万円となっており、前年度末に比し約15万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。

- (ウ) 道路占用料、河川占用料、河川小型船舶係留施設使用料及び都市公園施設利用等の使用料の収入調定について、和歌山県税外収入徴収規則（昭和33年和歌山県規則第34号）第9条に定められた納期限又は和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第18条に定められた調定の時期に係る規定に基づく処理が行われていなかった。

また、河川占用料及び都市公園施設利用等の使用料については、決裁済の収入調定の一部削除を行っていたので、併せて適正に処理されたい。

- (エ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていなかったなので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

また、受払ごとの担当者の検印が押印されておらず、さらに郵便はがき（52円）の枚数残高の記載に誤りがあったので、併せて適正に処理されたい。

- (オ) 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

- (カ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

- (キ) 変更又は取消しを行った支出負担行為について、変更又は取消しの決裁を受けた帳票を保管していなかったなので、適正に処理されたい。

- (ク) 随意契約で請書を徴した修繕業務において、出納機関への合議がなされていなかったなので、適正に処理されたい。

- (ケ) 消耗品費について、二重支払を行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。

- (コ) 工事請負費の支出において、平成25年度末における請負代金相当額が同年度までの出来高予定額に達するまでは平成26年度の前払金を請求することができないという契約条項に反して、前払金を支払った事例があったので、適正に処理されたい。

- (サ) 旅行命令簿において、次の不適切な事例があった。

また、旅行命令がなされないまま出張した事例があったので、併せて適正に処理されたい。

a 旅行日数が1日を超える旅行の命令簿への記載の仕方を誤っていた。

b 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかった。

エ 和歌山県環境衛生研究センター

- (ア) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(イ) 物品調達台帳において、決裁印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県男女共同参画センター

旅費について、旅行命令簿の通勤自家用車等認定距離及び調整額欄の記載誤りにより過払いを行い戻入した事例があった。

また、直行命令している旅行命令簿において、直行せず出勤しているにもかかわらず旅行命令の変更がなされず、旅費もそのまま不支給となっていたので、併せて適正に処理されたい。

カ 和歌山県動物愛護センター

(ア) 現金出納において、寄附金10万円が収納手続前に亡失するという事案が発生していたので、今後このようなことがないように、公金等を適正に管理されたい。

(イ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行っていなかったため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立図書館

備品購入費において、支出負担行為及び支出命令の事務処理を滞らせ、支払を長期にわたり遅らせていた。

今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立近代美術館

平成26年度和歌山県立近代美術館・和歌山県立博物館・和歌山県立きのくに志学館樹木等管理業務において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する契約ではないにもかかわらず、長期継続契約を締結していたため、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立博物館

(ア) 旅行命令簿において、東京都特別区への出張について復命をしていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

コ 和歌山県立紀伊風土記の丘

早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

サ 和歌山県立自然博物館

(ア) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、物品調達何書を起案した職員が1人で納品検査を行っていた。

また、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、併せて適正に処理されたい。

(イ) 委託業務終了後、委託先が委託業務により取得した物品を県に帰属させているが、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(ウ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていなかったため、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(エ) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたため、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

シ 和歌山県立桐蔭高等学校・中学校

(ア) 旅費計算書において、計算誤りにより旅費額が不足していた事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 収入調定において、算定誤りによる戻入の事例があったため、適正に処理されたい。

- (ウ) 証明書交付願において、規定どおりの手数料を徴収せず、追加徴収を行っていたので、適正に処理されたい。
- ス 和歌山県立和歌山北高等学校
- (ア) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、週38時間45分超分を支給していない事例があったので、適正に処理されたい。
- (イ) 報償費及び特別旅費について、支出の根拠となる事実が発生していないにもかかわらず支払を行い戻入した事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。
- (ウ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- セ 和歌山県立和歌山東高等学校
- (ア) 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。
- (イ) 寄附を受けた視力検査器について、寄附採納等の手続をしていなかったなので、適正に処理されたい。
- ソ 和歌山県立和歌山工業高等学校
- 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- タ 和歌山県立和歌山商業高等学校
- (ア) 郵便切手類使用簿において、四半期ごとの残高価額の合計が記入されていなかったなので、適正に処理されたい。
- (イ) 証紙受払日計表に決裁がされていない事例があったので、適正に処理されたい。
- チ 和歌山県立海南高等学校
- (ア) 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。
- (イ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- ツ 和歌山県立きのくに青雲高等学校
- (ア) 旧和歌山県立青陵高等学校分
- a 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていないので、適正に処理されたい。
- b 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。
- c 修繕料の支出において、履行確認がなされていないので、適正に処理されたい。
- (イ) 旧和歌山県立陵雲高等学校分
- 旅行命令簿の用務地の表記を誤り旅費を支給していたので、適正に処理されたい。
- テ 和歌山県立和歌山盲学校
- (ア) 医師講師を非常勤職員と誤り、年次有給休暇を与え報償費が誤払いされていたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。
- (イ) 旅行命令簿において、用務地の地点名称を誤り旅費が支給されていたので、適正に処理されたい。
- ト 和歌山県立紀北支援学校
- 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。
- ナ 和歌山県立紀伊コスモス支援学校
- 負担金について、二重払を行い戻入していた事例があったので、適正に処理されたい。
- ニ 和歌山県和歌山西警察署
- 消耗品の購入決裁において、決裁権者の決裁印の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。
- ヌ 和歌山県和歌山北警察署

(ア) 常時の資金前渡における前渡資金受払計算書で、出納機関の決裁を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 修繕料について、二重払を行い戻入していた事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

海草振興局建設部

平成26年度末で、廃道敷地については2件、廃川敷地については1件が未処理となっているので、適正な管理とともに処分に努められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。